

千葉県私立幼稚園健康診断事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 千葉県私立幼稚園健康診断事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この要綱は、市内の私立幼稚園が園児に対して実施する定期健康診断に係る経費に対し、補助金を交付することにより、園児の心身の健康増進を図るとともに、幼稚園教育の充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、内科・歯科検診とは補助事業者が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条の規定に基づいて行う健康診断をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の私立幼稚園設置者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定に基づく確認を受けた幼稚園の設置者を除く。）（以下「補助事業者」という。）がその園児（市内在住者に限る。）に対して実施する内科・歯科検診とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる経費は補助事業に係る経費から、補助事業の実施にあたり園児の保護者から徴収した費用その他の収入を控除した額（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費又は別表1により算出した補助基準額のいずれか低い額の10分の10以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、千葉県私立幼稚園健康診断事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、その旨を千葉県私立幼稚園健康診断事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知す

るものとする。

- 2 市長は、前項の審査及び現地調査等の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、その旨を理由を付して文書により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画を変更する必要があるときは、千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更すべきものと認めたときは、その旨を千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の額を変更することが不適当と認めたときは、その旨を理由を付して文書により申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 第7条又は第9条の決定を受けた補助事業者は、補助事業の完了後に千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し、当該会計年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前項の通知を受けた補助事業者は、千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金交付請求書（様式第7号）により、補助金の交付を請求するものとする。

(帳簿等の整備)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(調査への協力)

第14条 補助事業者は、補助金に係る予算の適正な執行のために、補助金の使途等に関する調査が必要なときは、これに協力しなければならない。

(決定の取消)

第15条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、理由を付して書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 補助事業に従事する者は、その業務を行うにあたって取得した個人情報保護し、これを適正に取り扱わなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第18条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

	補助基準額
内科・歯科検診	①園割 90,000円 ②園児割 400円 補助基準額 = ①+②×受診園児数

※ 「園割」とは、幼稚園 1 園当たりの補助金額をいう。

※ 「園児割」とは、園児 1 人当たりの補助金額をいう。

様式第1号（第6条関係）

千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地
幼稚園名
（設置者）所在地
法人名
代表者職名
氏名
電話番号
印

年度分の千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助基準額(内訳)
内科・歯科検診 円
うち園割 円
うち園児割 円（ 円× 人）
- 3 経費(内訳)
内科・歯科検診 円
内科検診 円
歯科検診 円

様式第2号（第7条関係）

千葉市指令 第 号

千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付けで申請のあった千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金の交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金額 円

（交付条件）

- 1 補助金の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を得ること。
- 2 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号（第8条関係）

千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所 在 地

幼 稚 園 名

（設置者）所 在 地

法 人 名

代表者職名

氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金の額を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1

既交付決定額

円
- 2

変更の内容
- 3

変更交付申請額

円
- 4

補助基準額(内訳)

円
- 内科・歯科検診

円。

うち園児割

円 (

円×

人)。
- 5

経費(内訳)

円 (内科

円。歯科

円。)

様式第4号（第9条関係）

千葉市指令 第 号

千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付けで申請のあった千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金の変更交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更後補助金額 | 円 |
| 2 既交付決定額 | 円 |
| 3 変更額 | 円 |

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号（第10条関係）

千葉県私立幼稚園健康診断事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所 在 地

幼 稚 園 名

（設置者）所 在 地

法 人 名

代表者職名

氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 補助金交付決定額 円

3 補助事業の経費精算額 円

<添付書類>

- ① 補助事業に係る経費内訳書
- ② 経費の内容を証する書類
- ③ その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

千葉市達 第 号

千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付けで実績報告のあった千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助事業の経費精算額 | 円 |
| 3 補助金の確定額 | 円 |

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号（第12条関係）

千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地

幼稚園名

(設置者)所在地

法 人 名

代表者職名

氏名

印

電話 番 号

年 月 日付けで額の確定のあった千葉市私立幼稚園健康診断事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額

四

2 振込先

金融機関名	銀行				本店 支店 出張所			種目	口座番号							
								1 普通 2 当座								
口座番号	金融機関コード				店舗コード											
フリガナ																
口座名義人 氏名																

千葉県私立幼稚園健康診断事業 経費内訳書（実績報告用）

1 実施内容

（１）内科検診

①実施医療機関（実施日）	(月 日)
	(月 日)
	(月 日)
②所要経費	円（A）
③受診者数（うち市民）	人（ 人）

（２）歯科検診

①実施医療機関（実施日）	(月 日)
	(月 日)
	(月 日)
②所要経費	円（B）
③受診者数（うち市民）	人（ 人）

経費総額	円（A + B）
------	----------

2 収入額（保護者からの徴収金等）	円
-------------------	---

*園において、上記内容を証明する書類を、別途備えています。